独立役員届出書

<u>1. 基本情報</u>

会社名		株式会社L X L コード 5938							
提出日		2023/5/25	異動(予定)日		2023/6/21				
独立役員届出書の 提出理由 2023年6月21日開催の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。									
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)										異動内容	本人の			
				а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	- 1	該当なし	光刻的合	同意
1	青木 淳	社外取締役	0										Δ				新任	有
2	石塚 茂樹	社外取締役	0										0				新任	有
3	金野 志保	社外取締役	0													0		有
4	田村 真由美	社外取締役	0													0		有
5	西浦 裕二	社外取締役	0										Δ					有
6	濵口 大輔	社外取締役	0													0		有
7	松﨑 正年	社外取締役	0										Δ					有
8	綿引 万里子	社外取締役	0													0		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
		青木氏は、一級建築士として、都市計画・建物・建材等に関する豊富な業界の経験・知見を有しています。また株式会社資生堂のチーフ・ピープル・オフィサーとして、人事・組織変革の中枢を担い、人材育成の強化や風土改革、ダイバーシティの推進経営にも携わってきました。建築等の技術に関する知見、ダイバーシティ&インクルージョンに関する深い知見、企業経営の実務経験、グローバルな事業経験を有していることから、当社社外取締役としてその職務を遂行できるものと判断して取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役人として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役として取締役人として取締役人できるものと判断した。 左記のような該当状況はあるものの、青木氏が所属していた株式会社資生堂は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性をあるものと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準(4・補足説明参照)の双方を満たしていることしている社外取締役の独立性基準(4・補足説明参照)の双方を満たしていることしている社外取締役の独立性基準(4・補足説明参照)の双方を満たしていることしています。
	石塚氏は、ソニーグループ株式会社の副会長でしたが、2023年3月に退任しています。同社グループと当社グループとの間にはデジタル機器の修繕や修理等に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.0006%、当社グループの直近事業年度における売上収益に対する割合は0.0001%であり、両社において主要な取引先には該当していません。	石塚氏はソニーグループ株式会社及びそのグループ会社における経営経験を有することに加え、エンジニア出身者として、IT・デジタル技術、製造技術及び品質マネジメント等に長年にわたり携わってきました。グローバルに事業を展開する企業での長年にわたる経営実務経験及び製造・技術開発に関する高い見識を有していることから、当社社外取締役としてその職務を遂行できるものと判断しています。同氏を新たに取締役として選任いただくことにより、当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、新任の社外取締役候補者といたしました。左記のような該当状況はあるものの、石塚氏が2023年3月まで所属していたソニーグループ株式会社は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準(4.補足説明参照)の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

金野氏は、金野志保はばたき法律事務所の代表兼弁護士です。直近事業 |金野氏は、法律の専門家である弁護士として長年のキャリアを持つことに加え、弁護 年度において、同法律事務所と当社グループとの間には取引がないこと |士業務を通じて得たコーポレート・ガバナンスやダイバーシティに関わる深い知見を 有しています。同氏は企業の業務執行に当たった直接の経験はありませんが、数多く から、主要な取引先には該当していません。 の上場企業の社外役員としての経験を有していることに加えて、弁護士業務を通じて 得られたコーポレート・ガバナンスやダイバーシティ&インクルージョンに関わる深 い知見を基に、当社社外取締役としてその職務を引き続き遂行できるものと判断して います。2021年6月の当社取締役就任以降は、監査委員会、指名委員会及びガバナン ス委員会の委員を務め、特に法務・コンプライアンスに関する専門性を活かして、 コーポレート・ガバナンスに係る重要な視座の提供等、監督機能の向上に貢献してい 3 ます。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献すること が期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。 左記の該当状況のとおり、金野氏が所属する金野志保はばたき法律事務所は、当社の 主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有す るものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社 が定める社外取締役の独立性基準(4.補足説明参照)の双方を満たしていることか ら、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定して います。 田村氏は、ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社(現株 |田村氏は、長年にわたるグローバル企業における豊富な経営経験と財務・会計に係る 高い知見を有し、経営計画策定・M&Aにも携わってきました。また、NPO法人でダイ 式会社西友ホールディングス)の執行役員 シニアバイスプレジデント兼 最高財務責任者(CFO)及び合同会社西友(現株式会社西友)の執行役員 |バーシティ&インクルージョン推進に理事として関わった実績を有しています。近年 シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者(CFO)でしたが、それぞれ|は数多くの上場企業の社外役員を経験しており、コーポレート・ガバナンスやダイ 2013年7月に退任しています。直近事業年度において、両社と当社グ バーシティ&インクルージョンに関する深い知見を有していることから、当社社外取 締役としてその職務を引き続き遂行できるものと判断しています。2022年6月の当社 ループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していま せん。 取締役就任以降は、監査委員会及びガバナンス委員会の委員を務め、特に財務・会計 に関する専門性を活かし、課題の発見・リスクの把握等に貢献する等、積極的な発 言・活動を通して、監督機能の向上に貢献しています。今後も当社の社外取締役とし 4 て取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役 候補者といたしました。 左記の該当状況のとおり、田村氏が所属していた現株式会社西友ホールディングス及 び現株式会社西友は、当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏 |は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める |独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準(4.補足説明参照) の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断 し、独立役員として指定しています。 西浦氏は、アクサ生命保険株式会社の取締役会長でしたが、2015年6月 西浦氏は、複数の企業の経営に携わり、多くの企業再生案件に関わってきた経営のプ 口であり、難局に直面する企業の現場で、コーポレート・ガバナンスの再構築に関す に退任しています。同社と当社グループとの間には団体保険の取扱手数 料に関する取引がありますが、同社の保険料等収入に対する割合は る豊富な知見・経験を有しています。2019年6月の当社取締役就任以降は、社外取締 役としてとして取締役会の実効性向上に貢献することに加え、指名委員会委員長とし |0.00001%であることから、主要な取引先には該当していません。また、 同氏は、アクサ損害保険株式会社の取締役会長でしたが、2015年6月に て、執行役をはじめとした執行側経営陣との面談を積極的に実施し、指名委員会の持 退任しています。同社と当社グループとの間には修理等に関する取引が つ権限の明確化、透明性の高い取締役・執行役候補者決定プロセスの立案・推進を主 ありますが、当社グループの直近事業年度における売上収益に対する割 導してきました。また、継続して指名委員会委員長を務め、当社の持続的成長を人の 合は0.000004%であることから、主要な取引先には該当していません。同 側面から支えるために、CEO後継者計画書の策定・実行、社外取締役の交代プロセス 氏は、三井住友トラストクラブ株式会社の代表取締役会長でしたが、 の明確化等の各種施策を主導してきました。今後も当社の社外取締役として取締役 2018年12月に退任しています。直近事業年度において、同社と当社グ 会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者と ループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していま いたしました。 せん。 左記のような該当状況はあるものの、西浦氏が所属していたアクサ生命保険株式会 なお、同氏は、三井住友信託銀行株式会社の顧問を5年間務め2020年3月 |社、アクサ損害保険株式会社及び三井住友トラストクラブ株式会社は、当社の主要取 に退任をしていますが、業務執行に携わっておらず、独立性を有するこ 引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するもの との判断に影響を与えるものではないと判断しています。また、同社に と判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取 おける経歴は、同氏の他業界における長い経験と知見を踏まえた就任で 締役の独立性基準(4.補足説明参照)の双方を満たしていることから、一般株主と あり、主要取引先金融グループの出身者が独立性を有しないとの一般的 |の利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。 な懸念にはあたらないものであると判断しています。 濵口氏は、企業年金連合会の運用執行理事でしたが、2019年4月に退任 濵口氏は、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めたことに加え、「法制審議会会 しています。直近事業年度において、同会と当社グループの企業年金基 |社法制部会」委員、「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究 金との間には取引がないことから、主要な取引先には該当していませ |会」委員を歴任する等、コーポレート・ガバナンスに関する深い見識を有していま す。2019年6月の当社取締役就任以降は、投資家の経験を活かして株主等ステークホ λ . ルダー目線を取締役会に反映させる等、取締役会の実効性向上に貢献するとともに、 報酬委員会委員長として、執行役との意見交換等を通して、当社の役員報酬制度の改 |定を主導し、経営陣による中長期の企業価値向上を後押しする報酬制度の構築を主導 しています。また指名委員会及びガバナンス委員会の委員として、各委員会での積極 的な発言・活動等を通して、監督機能の向上に貢献しています。今後も当社の社外取 6 締役として取締役会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社 外取締役候補者といたしました。 左記の該当状況のとおり、濵口氏が所属していた企業年金連合会は、当社の主要取引 先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと 判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締 |役の独立性基準(4.補足説明参照)の双方を満たしていることから、一般株主との |利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。 松﨑氏は、コニカミノルタ株式会社の取締役 取締役会議長でしたが、 松﨑氏は、コニカミノルタ株式会社において代表執行役社長、取締役会議長を務める 2022年6月に退任しています。同社グループと当社グループとの間には 等、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わった実務経験に 製品の購入や修理に関する取引がありますが、同社グループの直近事業 |加え、一般社団法人日本取締役協会『サステナビリティ委員会』の委員長を務める 等、コーポレート・ガバナンスに関する深い見識を有しています。2019年6月の当社 年度における売上高に対する割合は0.0022%、当社グループの直近事業 年度における売上収益に対する割合は0.00001%であり、両社において主 取締役就任以降は、取締役会議長として取締役会を主導し、上記の経験・見識を活か 要な取引先には該当していません。 して当社コーポレート・ガバナンスの実効性向上、持続的成長に貢献してきました。 また、2021年6月以降においては、新たにガバナンス委員会委員長を務め、取締役会 実効性評価の実行を主導し、取締役会、委員会の課題の把握とアクションプランの推 |進体制の構築等、各種取組みを主導しました。今後も当社の社外取締役として取締役 7 会、委員会の実効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者と いたしました。 |左記のような該当状況のとおり、松﨑氏が所属していたコニカミノルタ株式会社は、 当社の主要取引先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性 を有するものと判断し、さらに、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が 定める社外取締役の独立性基準(4.補足説明参照)の双方を満たしていることか ら、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定して います。

綿引氏は、岡村綜合法律事務所所属の弁護士です。同法律事務所と当社 グループとの間には取引が無いことから、主要な取引先には該当してい ません。

|綿引氏は、長年にわたる裁判官としてのキャリアを有し、企業法務、労働問題に関わ る事案を含む多くの民事事件の解決に当たってきたことに加え、複数の高等裁判所の 長官を歴任し、コンプライアンス・ガバナンスの徹底、人事管理・人材育成、危機管 理等の組織運営に関わってきた実績を有しています。同氏は企業の業務執行に当たっ |た直接の経験はありませんが、裁判官として多くの事件処理に当たってきた経験、高 等裁判所の長官としての組織運営の経験を基に、当社社外取締役としてその職務を引 き続き遂行できるものと判断しています。2021年6月の当社取締役就任以降は、指名 委員会、報酬委員会及びガバナンス委員会の委員を務め、特に法務、人材育成・開 発、労務に関する専門性を活かし、各委員会での積極的な発言・活動を通して、監督 機能の向上に貢献しています。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実 |効性向上に貢献することが期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。 左記の該当状況のとおり、綿引氏が所属する岡村綜合法律事務所は、当社の主要取引 先又は主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと 判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める

社外取締役の独立性基準(4.補足説明参照)の双方を満たしていることから、一般 株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

8

<u>4. 補足説明</u>

当社は、社外取締役の独立性を確保するため、「LIXILコーポレートガバナンス基本方針」において、以下のとおりその独立性基準を定めております。

第30条(独立性基準)

- 1. 当社は、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有しているものとする。
- |(1) 当社の 10%以上の議決権を保有する株主、又はその会社の業務執行者(以下、本条において、会社法施行規則第 2条第 3項第 6号に規定する「業務執行者」をい
- (2) 当社が 10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
- (3) 当社グループとの間で双方いずれかの年間連結総売上高の 2%以上に相当する金額の取引がある取引先、又はその会社の業務執行者
- (4) 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
- (5) 当社グループの会計監査人又は会計参与である監査法人又は税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者
- (6) 当社グループから年間 1000万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当該寄付若しくは助成を受けている者が法人、組合その他の団体(法人等とい う。)である場合には、当社グループから年間に法人等の総収入の2%を超える寄付若しくは助成を受けている法人等の業務執行者
- (7)弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門的アドバイザーとして、当社グループから役員報酬以外に年間 1000万円以上の金銭その他の財産上の 利益を得ている者、又は当該利益を得ている者が弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合その他の団体(弁護 士法人等という。)である場合には、当社グループから年間に弁護士法人等の総収入の2%を超える金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士法人等に所属する者 (8) 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族が本項第1号から第7号までのいずれかに該当する者
- (9) 過去 5年間において、本項第 1号 から 第 8号 まで のいずれかに該当していた者
- (10) 当社グループの業務執行者(本項第当社グループの業務執行者(本項第1号の定めにかかわらず、業務執行取締役、号の定めにかかわらず、業務執行取締役、執 行役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう。)が役員に就任している会執行役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう。)が役員に就任している会社の業 務執行者社の業務執行者
- 2. 当社の 取締役会は、社外取締役に就任した者が前項の独立性基準を充足し続けていることについて、継続的に監視する。
- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - 以上のa~|の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 \bigcirc 」、「過去」に該当している場合は「 \triangle 」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~ | のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。